

平成 24 年 1 月 24 日
沖縄電力株式会社

平成 24 年度太陽光発電促進付加金に関する認可申請等について

当社は、平成 21 年 8 月 28 日に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」等にもとづき、平成 24 年度に適用する太陽光発電促進付加金について規定した供給約款等以外の供給条件を、本日、経済産業大臣に認可申請をいたしました。

また、託送供給約款においても同様に、平成 24 年度に適用する太陽光発電促進付加金について規定した承認申請を行っております。

本日、申請を行った平成 24 年度に適用する太陽光発電促進付加金単価は、国の審査を経て認可される予定ですが、法令等にもとづき算定した結果、以下のとおりとなりました。

平成 24 年度 <small>(平成 24 年 4 月分から平成 25 年 3 月分まで)</small>	(参 考)	
	平成 23 年度 <small>(平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分まで)</small>	差 額
0.11 円/kWh	0.06 円/kWh	+0.05 円/kWh

※従量制供給の場合、供給電圧にかかわらず一律、上記単価になります。
※消費税等相当額を含みます。

○標準的なご家庭への影響額（従量電灯、月間使用量 300kWh、消費税等相当額含み）

平成 24 年度 <small>(平成 24 年 4 月分から平成 25 年 3 月分まで)</small>	(参 考)	
	平成 23 年度 <small>(平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分まで)</small>	差 額
32 円	18 円	+14 円

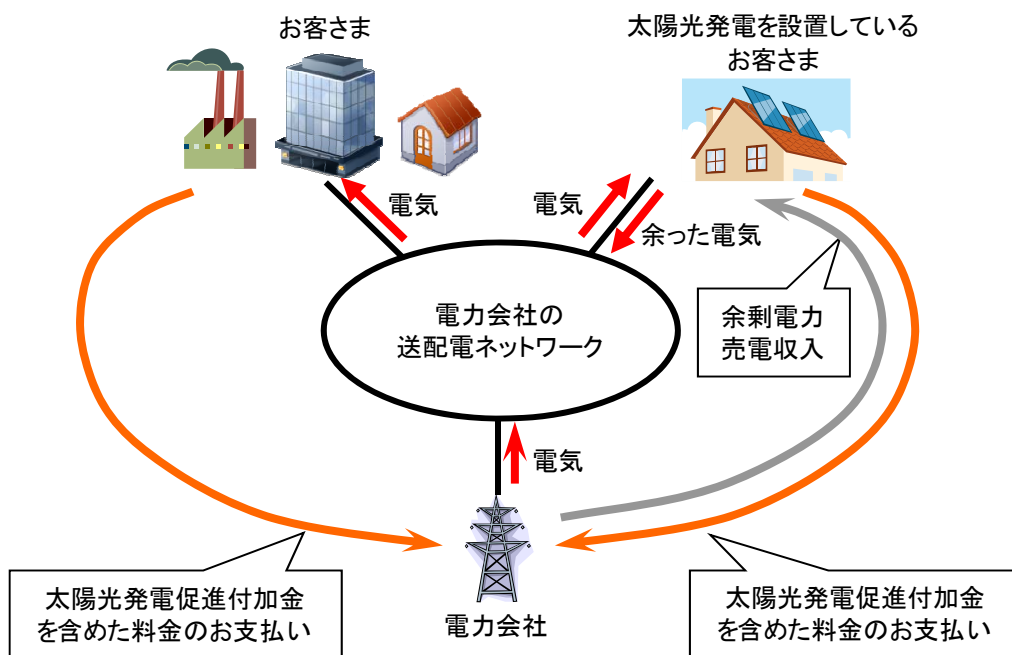
添付資料：太陽光発電促進付加金の概要について

以 上

太陽光発電促進付加金の概要について

平成 21 年 11 月から「太陽光発電の余剰電力買取制度」が開始されております。この制度は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」等にもとづき、ご家庭等に設置した太陽光発電で発電した電気のうち、使われずに余った電気（余剰電力）を国が設定した単価で電力会社買い取ることを義務付けた制度です。

本制度において買取りにかかった費用は、「太陽光発電促進付加金」として電気をお使いの皆さま全員でご負担いただくことになっており、「全員参加型」の制度となっております。



1. 太陽光発電促進付加金のご負担について

余剰電力の買取りに要した費用は、電気をお使いの皆さま全員に電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

(ご請求金額のイメージ図)

$$\text{ご請求金額} = \text{基本料金} + \text{電力量料金 (燃料費調整額を含む)} + \text{太陽光発電促進付加金}$$

太陽光発電促進付加金単価 × 電気ご使用量 (kWh)

2. 平成24年度の太陽光発電促進付加金単価

平成24年度の太陽光発電促進付加金単価は、国の法令等にもとづき算定した結果、「0.11円/kWh」となりました。

太陽光発電促進付加金単価は、前年における実績買取費用等にもとづき算定します。このため太陽光発電促進付加金単価は年度ごとに異なります。

平成22年度		平成23年度				平成24年度					
...	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	...
平成23年の実績買取費用 (1月分から12月分の合計)						➔	太陽光発電促進付加金のご負担 (4月分から翌年3月分)				

3. 自由化部門のお客さまのご負担について

太陽光発電促進付加金は、電気をお使いの皆さま全員でご負担いただくことになっており、自由化部門のお客さまに関してもご負担いただくこととなります。

以 上